



祁答院ゴルフ倶楽部会則

第一章 総則

第1条 (クラブの名称)

本クラブは「祁答院ゴルフ倶楽部」（以下「本クラブ」という）と称する。

第2条 (本クラブの趣旨)

本クラブは、祁答院リゾート株式会社（以下「会社」という）が所有・経営するゴルフ場「祁答院ゴルフ倶楽部」及びその付帯施設（以下、併せて「本ゴルフ場」という）の利用を通じて、会員相互の親睦、健康の増進を促進して明朗健全なる社交機関たらしめ、併せて会社と共に本ゴルフ場の質の向上に努め、もってゴルフの普及・発展を図ることを目的とする。

第3条 (本クラブの所在地)

本クラブの事務所は、本ゴルフ場内に置く。

第二章 会員

第4条 (会員の種別)

- 本クラブの会員の種別は次のとおりとする。
 - 正会員
 - 名誉会員
 - 特別会員
- 正会員は、所定の申し込み手続きをなし、理事会の承認を得て会社に入会金及び、保証金の支払いを完了した者（但し、第28条に定める場合を除く）とし、正会員として個人（記名）、法人（記名）、法人特別（1名記名1名無記名）の3種類を設ける。
- 名誉会員及び特別会員は、本クラブ理事会が推薦し、会社が承認した者とする。

第5条 (会員の施設利用)

会員は、会社が別に定めた休場日を除く全ての営業日の開場時間内に、本ゴルフ場を利用することができる。

第6条 (会員の権利・義務)

- 会員は、出来る限りに非会員に優先して会社が別に定める会員料金にて、本ゴルフ場を利用することができる。
- 会員は、本ゴルフ場において行われる競技会、その他の諸催事に参加することができる。
- 会員は、会社の経営する他ゴルフ場及び諸施設を優待料金で使用することができる。
- 会員は、ゲストの入場紹介をすることができる。但し、紹介したゲストの本ゴルフ場における一切の行為と諸支払いについて連帯して責任を負う。
- 正会員は、会社が別に定めた年会費を支払う。

第三章 会員の入会及び会員資格の喪失

第7条 (入会)

- 本クラブに入会するには、所定の申し込み手続きを行い、理事会の承認を得て期限内までに入会金及び保証金を会社に対して支払う。（但し、第28条に定める場合を除く）
- 会社へ納付された入会金はいかなる場合にも返還しない。

第8条 (保証金)

- 保証金は、会社に委託するものとし、入会日（入会手続き完了日）から15年間据え置く。
- 保証金には、金利及び配当をつけない。
- 会員は、事前に会社の書面による承諾を得ることなく保証金返還請求権を担保に供し、または譲渡することが出来ない。会員が資格を喪失した場合にも同様とする。

4. 保証金は、据置期間満了後、会員の文書による返還請求があった場合、会社並びに理事会の承認を得て保証金証書及び会員証等と引き換えに返還する。
5. 保証金の返還に際し、当該会員が年会費の滞納その他会社に対する金銭債務を負担している場合には、保証金からこれを控除して返還する。
6. 会社は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、取締役会の決議により保証金の据え置き期間を必要な範囲で延長することが出来る。
 - (1) 会社の経営を円滑に遂行するため、必要と認められるとき。
 - (2) 保証金の返還が著しく困難であり、これに応じた場合他の会員の施設利用に悪影響を及ぼす恐れがあるとき。
 - (3) 本クラブの運営上、会員の利益を著しく阻害する恐れのあるとき。
 - (4) 天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生した場合。
 - (5) 会員権の市場価格が保証金のうちもっとも高い額を下回っている場合。
7. 会員は、将来据置期間の延長・変換方法の変更があること及び個別の同意がなくともその効力が及ぶことを承諾し、据置期間の延長が決定された場合にはこれに異議を述べることは出来ない。

第9条 (会員の資格停止及び除名)

会員が次の事由の一つに該当する場合、会社は除名又は一定期間会員資格を停止することが出来る。

- (1) 本会則その他、理事会の定める規則に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を毀損し、または秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 本クラブに対して、故なくして年会費その他諸支払いを滞納し、請求がなされて6ヶ月以内に完済しないとき。
- (4) 暴力団その他、各県公的機関において暴力的反社会団体として指定されている団体の関係者と認められるとき。
- (5) その他公の秩序、善良な風俗を乱す恐れのあるとき。
- (6) 前号(4)、(5)に該当するゲストを同伴又は紹介し、あるいは本クラブの会員名義変更に保証人として協力したとき。

第10条 (休会)

1. 会員が下記の理由により、所定の手続きに基づいて休会の申し出をしたときは、理事会の承認を得て休会できる。休会期間中、会員の権利義務は停止するものとする。
 - (1) 病気その他身体的な理由により、ゴルフプレーが出来ない場合。
 - (2) 日本国外に居住のため、本ゴルフ場に来場することが出来ない場合。
 - (3) その他、会社が特に認めた場合。
2. 休会期間中、年会費の支払いは免除される。但し、年度途中で休会した場合、支払い済みの年会費の返還は行わず、未払いがある場合には休会者はその負担をしなければならない。復会する際の年会費は月数割りを原則としその額については会社が決定する。

第11条 (会員資格の喪失)

1. 会員はその事由が生じたときに、その会員資格を失う。
 - (1) 譲渡 (2) 退会 (3) 除名 (4) 死亡 (5) 破産 (6) 法人の解散
 - (7) その他会員資格の保持が出来ない一切事由があるとき。
2. 本クラブからの退会を希望する会員は、所定の手続きに従って会社に届け出なければならない。
3. 会員は保証金据置期間内に会員資格を喪失した場合においても、据置期間満了まで保証金の返還を請求することが出来ない。
4. 会社は会員資格を喪失したものに対し、据置期間経過後第8条の規定に従って保証金を返還する。

第四章 会員資格の譲渡・継承

第12条 (会員資格の譲渡)

1. 正会員資格は、所定の手続きにより他に譲渡することが出来る。但し、保証金の返還を目的として譲渡することは出来ない。
2. 会社は新規会員の募集に当たり、理事会の承認を得て合理的な期間内に限り名義書換停止期間を設定することが出来る。この場合、会社は新規募集にかかる会員以外の会員の利益を損なわないように配慮する。

3. 会員資格を譲り受けようとする者は事前に会社に対し、入会申込書その他所定の書面を提出した上で、会社及び理事会の承認を得なければならない。
4. 会社及び理事会は、譲渡の承認を拒絶することが出来る。その場合、会社及び理事会は譲渡承認を拒絶した理由を示す必要はない。
5. 譲渡の承認がなされた場合、譲受人は会社が別に定める名義書換料を会社に支払う。
6. 本条の会員資格の譲渡手続きが完了した場合、会員資格を譲り受けた者は名義書換手続き完了日を入会日として会員資格を取得する。

第13条 (会員資格の継承)

1. 個人正会員が死亡し、相続人が入会を希望する場合は所定の手続きにより会社に対して会員資格の継承の申請を行い、会社及び理事会の承認を得なければならない。
2. 会社及び理事会は、会員資格の継承の承認を拒絶することが出来る。その場合、会社及び理事会は、承認を拒絶した理由を示す必要はない。
3. 継承の承認を受けた後、継承人は会社が別に定める名義書換料を会社に支払わなければならない。
4. 本条の会員資格の継承手続きが完了した場合、継承人は名義書換手続き完了日を入会日として会員資格を取得する。

第五章 役員及び理事会

第14条 (役員の種類)

1. 本クラブには、役員として①理事長1名、②キャプテン1名、③常任理事及び理事、監事若干名を置く。但し、必要があるときは顧問等を置くことが出来る。
2. 役員の任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

第15条 (役員を選任)

1. 常任理事は会社役員より選任し理事、監事は会員及び有識者の中から他の理事の推薦により会社が選任する。但し、辞任等により理事の資格を有する者がいなくなった場合には、理事の推薦を得ることは要しない。
2. 理事長及びキャプテンは、理事の中より理事会の推薦を得て会社が選任する。

第16条 (理事会)

1. 理事は理事会を組織する。
2. 理事会は、理事長が必要に応じてこれを招集し、議長は理事長がこれにあたる。
3. 理事会は次の事項につき基本方針を策定しこれを会社に提出し、会社がこれを執行する。
 - (1) 会員に関する事項。
 - (2) クラブ運営に関する諸規則の制定及び改廃。
 - (3) その他クラブ運営に関する重要事項並びに会社から諮問を受けた事項。

第17条 (役員職務)

1. 理事長は本クラブを代表し、理事会を総括する。
2. キャプテンは、理事長を補佐しゴルフ競技コースの維持管理を統括する。また、理事長に事故あるとき、順位により代理として理事長の職務を代行する。
3. 理事は理事長を補佐し会務の執行にあたる。

第18条 (議決)

理事会の議事は理事の過半数が出席し（委任状出席を含む）、出席理事の過半数で決し可否同数の場合は、議長が決定する。

第19条 (委員会)

1. 理事会はクラブの運営を円滑に進めるために、会社の承認を得て分科委員会を置くことができる。
2. 委員会の正副委員長及び、委員は理事会が委嘱する。
3. 委員の任期は1カ年とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員会は委員で組織し、必要に応じ委員長がこれを招集する。
5. 委員会の決議は出席委員の過半数とし、可否同数の場合は委員長がこれを決定する。

6. 委員会の決議は理事会の承認を得て効力を生じる。

第20条 (理事及び委員の報酬)

1. 本クラブの役員、委員は無報酬とする。
2. 会務のために要した費用は会社が支弁する。

第21条 (事務局)

1. 本クラブの事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局職員は、会社の職員の中から理事会の承認を得て会社がこれを任免する。

第六章 会計

第22条 (会計)

1. 本クラブの会計業務は、会社が一切これを行う。
2. 年会費・名義書換料等、運営に関する全ての収入は会社に帰属する。
3. 本クラブ運営に要する一切の費用は会社が支弁する。

第23条 (事業年度)

本クラブの事業年度は、会社の会計年度と同一とする。

第七章 附則

第24条 (細則)

本クラブの運営上必要な事項で、本会則に定めない事項は細則を別に定める。

第25条 (会則の改定)

1. 本会則の改定は理事会決議を経て、会社にて決定する。
2. 会員は、会則の改定があること及び個別の同意がなくともその効力が及ぶことを予め承諾し、1項により会則の改定がなされた場合にこれに異議を述べる事が出来ない。

第26条 (経過規定)

1. 理事会発足以前における理事会の職務権限は会社取締役会が代行する。
2. 本クラブ開設当初の理事の選任は会社が行う。

第27条 (会則の施行)

本会則は、平成19年1月1日より施行する。

第28条 (特則)

1. 株式会社祁答院ゴルフ倶楽部と会員契約を締結していた会員で、本クラブに入会した会員（以下、「移行会員」という）については、入会金の支払いを要しない。
2. 移行会員の入会日は、平成19年6月1日とする。

<細則>

第1条 (正会員数)

本クラブの正会員数の人数は、3,000人以内とする。
但し、会社は社会情勢等の事情に応じて、これを変更することが出来る。

第2条 (入会手続き)

本クラブに入会を希望する者は、次に定める書類を提出し書類選考の後、会社及び理事会の承認を得た上で定められた期日までに入会金、名義書換料、その他必要な料金の払い込みを完了しなければならない。
但し、株式会社祁答院ゴルフ倶楽部と会員契約を締結していた会員で、平成19年5月31日までに本クラブに入会した会員に関する入会手続きに関しては別途定める。

(必要書類)

- 個人正会員
1. 入会申込書
 2. 誓約書(1通)
 3. 印鑑証明書(1通)
 4. 写真 (パスポート用カラー証明写真 4cm×3cm 2枚)
 5. 会員保証人 2名 (推薦署名、押印)
 6. その他

- 法人正会員
1. 入会申込書
 2. 誓約書(1通)
 3. 商業登記簿謄本(1通)
 4. 印鑑証明書(記名者：1通)
 5. 写真 (パスポート用カラー証明写真 4cm×3cm 2枚)
 6. 会員保証人 2名 (推薦署名、押印)
 7. その他

第3条 (年会費)

1. 本クラブの年会費は次のとおりとする。
正会員 (県内会員) 登録者1名につき、15,000円 (税別)
正会員 (県外会員) 登録者1名につき、10,000円 (税別)
2. 会社は、該当年度12月1日在籍の正会員を対象とし年会費を請求し、会員は2月20日までに年会費を納入する。納付期限を過ぎても年会費を納付しなかった会員に対しては、来場時のプレー料金を年会費の納入があるまでビジター料金で対応する。また、年会費の滞納者に対しては、会則第9条 (3) の除名、会員資格の停止等の会則で定められた必要な措置を講ずることが出来る。
3. 会社は、社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて理事会と協議の上年会費の年額を変更することが出来る。

第4条 (会員利用料金)

本クラブの会員利用料金について、社会情勢の変化等を勘案し変更の必要があるとき、会社は理事会との協議の上変更することが出来る。

第5条 (名義書換料)

1. 会員資格の譲渡、または継承に伴う名義書換料は、300,000円 (税別) とする。
但し、同一法人内での名義書換料は、150,000円 (税別) 、親族一親等内での名義書換料は、50,000円 (税別) とする。
2. 前項の名義書換料については、社会情勢の変化を勘案し必要に応じて会社は理事会の決議を経て変更することが出来る。

第6条 (会則・細則の運用)

本クラブの会則、及び細則を定められていない事項に疑義が生じたとき、理事会は会社の承認を得て解決する。

第7条 (細則の変更)

この細則の変更は、理事会及び会社の双方が提案できる者とし会社が決定する。会員は会則同様に細則についても改定があること及び個別の同意がなくともその効力が及ぶことを予め承諾し、細則の改定がなされた場合にはこれに異議を述べることが出来ない。

第8条 (細則の施行)

この細則は、平成19年1月1日から施行する。

この細則は、平成27年3月11日の理事会により改定承認され、平成27年4月1日より施行する。